

中之条町高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の交通事故の未然防止、安心安全な交通社会の実現を図ることを目的とし、運転に不安をもつ高齢者の運転免許証の自主返納を支援するため、中之条町高齢者運転免許証自主返納支援事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 運転免許証 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第92条第1項に規定する運転免許証であって、有効期間内にあるものをいう。

(2) 自主返納 道路交通法第104条の4第1項の規定により全ての免許の種類を申請し、免許証を返納することをいう。

(対象者)

第3条 この事業の対象者（以下「対象者」という。）は、自らが所有する運転免許証の自主返納をした者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 本町に居住し、かつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民基本台帳に記載されている者

(2) 運転免許の自主返納時に65歳以上であること。

(3) 申請による運転免許の取消しに関する事務処理要領（平成24年群本例規第11号（免）群馬県警察本部長通知）に基づき、群馬県公安委員会が発行する「申請による運転免許の取消通知書」（以下「運転免許の取消通知書」という。）の交付を受けていること。

(事業内容)

第4条 町長は、対象者に対して、次に掲げる支援を1回限り行うものとする。

(1) 中之条町で使用できる金券 10,000円（以下「支援品」という。）

(交付申請)

第5条 前条に規定する金券の交付を受けようとする者は、所定の申請書（別記様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 申請による運転免許の取消通知書の写

(2) 失効した運転免許証の写

2 前項の申請は、運転免許の取消しの日から1年以内（当該期日の最終日が閉庁日の場合は、翌開庁日まで。）に行わなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認める場合は、申請できる期間を延長することができる。

3 申請にあたり、第1項第1号または第2号の書類を紛失した場合は、別記様式第2号を添付し申請できるものとする。

(支援の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書を受領したときは、その内容を審査のうえ、支援の可否を決定し、所定の決定通知書（別記様式第3号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(決定の取消し等)

第7条 町長は、受給者が偽り又は不正の手段により本事業を受けたときは、その決定を取消し、交付された支援品の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

この要綱は平成28年4月1日から施行する